

厚生労働省告示第百三三号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第百二十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

第一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の2中「指定児童発達支援」のところに「又は基準該当児童発達支援」を加え、同1の注1中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、同1の注6の2中「指定児童発達支援」のところに「又は基準該当児童発達支援」を加え、同1の注6のホの(3)中「以上」のところに「の場合」を加え、同第1の2の注中「基準該当児童発達支援事業所（）」のところに「指定

第一号イ中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号口を次のように改める。

口 通所給付費等单位数表第1の1の2を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）であること。

第三号中「及び第1の2の注」を削り、「前号口(1)に掲げる基準を満たしている基準該当児童発達支援事業所（同口(2)又は(3)に該当する基準該当児童発達支援事業所」を「基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所」に改める。

第五号イ中「第三十七条」の下に「（同令第五十四条の五において準用する場合を含む。）」を加える。

第八号口を次のように改める。

口 通所給付費等单位数表第3の1のイを算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指

定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。
）の施設基準

指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第五十四条の六若しくは第五十四条の七の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）であること。

第九号中二をホとし、イから八までをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 嘱託医 一以上

第十号中「及び第3の2の注」を削り、「第八号ロ(1)掲げる基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所（同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当放課後等デイサービス事業所」を「基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」に改める。

第十二号イ中「第七十一条」の下に「若しくは第七十一条の四」を加える。

第十三号イの(1)及び第十八号イの(1)中「部室」を「部屋」に、「建設」を「建物」に改める。

第二十号ロ中「建設」を「建物」に改める。

第三 厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第二号イの(2)中「(通所給付費等单位数表第1の2)」を「(指定通所基準第五条第一項)」に改め、「以下同じ。」の下に「又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)」を加え、「基準該当通所支援」を「基準該当児童発達支援事業所」に改める。

第四 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号)を次のように改正する。

第一号イ中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。))第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)」を行う事業所をいう。」を「(指定通所基準第五十条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。)」に改め、同イの表上欄(1)中「厚生労働大臣が定める施設基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百六十九号。以下「第二百六十九号告示」という。)(第二号口(1)(四)に基づく)」を「同令第五十四条の五において準用する同令第三十七条に規定する運営規程に定められている」に改め、同号口の表上欄(2)中「第二百六十九号告示第二号口(1)(-

又は(二)を「指定通所基準第五十四条の二第一項第一号又は第二号」に改め、同号八の表上欄(2)中「第二百六十九号告示第二号口(1)(五)に基づき定めた当該基準該当児童発達支援事業所の」を「指定通所基準第五十四条の五において準用する同令第三十七条に規定する運営規程に定められている」に改める。

第二号口中「(法)」を「(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。))」に改める。

第三号イ中「(放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を行う事業所をいう。)」を「(指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。)」に改め、同イの表上欄(1)中「第六十九条」を「第六十三条」に、「第二百六十九号告示第八号口(1)(四)に基づく」を「指定通所基準第七十一条の四において準用する同令第六十三条に規定する運営規程に定められている」に改め、同号口の表上欄(2)中「第二百六十九号告示第八号口(1)(-)又は(二)」を「指定通所基準第七十一条の二第一項第一号又は第二号」に改め、同号八の表上欄(2)中「第二百六十九号告示第八号口(1)(五)に基づき定めた当該基準該当放課後等デイサービス事業所の」を「指定通所基準第七十一条の四において準用する同令第六十三条に規定する運営規程に定められている」に改める。

第五 次に掲げる告示の規定中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に

改める。

一 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十号）第五号

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十一号）第一号

三 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号）本文

第六 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の注中「（圖）の下に「、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・発達医療センター」を加える。

第七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）を次のように改正する。

別表第7の1の注15中「若しくは基準該当通所支援（児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。）」を「、児童発達支援若しくは放課後等デイサービス」に改める。

